

税理士法人 埼合同会計事務所

所長 飯塚 敏勝 / 副所長 藤田 和久

神戸市中央区北長狭通4丁目4-18
富士信ビル 3階

●近畿税理士会所属

☎078-391-1911

高見税務会計事務所

代表税理士 高見 悟

神戸市灘区深田町4-1-1 ウェルブル六甲道2番街3階
(JR「六甲道」駅南口)
●近畿税理士会所属

☎078-821-6433

<http://www.molita.jp/>

税理士法人 森田事務所

代表税理士 森田 茂伸

神戸市中央区加納町4-4-17
ニッセイ三宮ビル6階
●近畿税理士会所属

☎078-393-2887

<http://www.miayamoto-tax.or.jp/>

税理士法人 宮本事務所

代表税理士 水田 裕子

神戸市中央区二宮町4丁目4番1号
●近畿税理士会所属

☎078-242-7143

Q 春から子供が進学のために一人暮らしを始める事になりました。生活費や教育費などの仕送りをしなければなりませんが、贈与税がかかったりするのでしょうか?

A 親子などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるため、通常必要と認められるものについても、原則として贈与税はかかりま

要な都度、直接これらの方に充てるため贈与税はかかりません。そのため、生活費や教育費として取

得した財産を預貯式、家屋の購入費用

当事務所は神戸元町で開業以来45年以上の事務所で、職員数は16名内税理士5名在籍です。私は専門外の周辺業務にも素早く対応できる様に、護法士・司法書士・社労士・行政書士・各種コンサルタントとも日頃から密接に連携しております。個人・法人の幅広い業種等に対応し、医業等の業種や事業承継・相続等の業務に強みがあり定型の対応ではなく顧客に寄り添う細やかな対応が特色です。



鳴合同会計事務所
藤田 和久氏
(近畿税理士会所属)

企画・制作/(株)宣通
TEL.(052)979-1602

広告

知って得する税の寺子屋

せん。ここでの生活費は、その人にとつての通常の日常生活に必要な費用をいい、教育費とは、活動についてます。学費や教材費・文具費などをいいます。では、数年分の生活費を一括で受け取つたときも同様に贈与税はかかるないのでしょうか?

生活費や教育費に充てるために贈与税が非課税財産となるのは、生活費や教育費として必要な都度、直接これらの方に充てるため贈与税はかかりません。生活費や教育費に充てるために贈与税はかかります。また、贈与税には基礎控除がありますので、生活費の一括受け取りの場合であっても年間年間110万円の基礎控除がありま